

# 国際教養大学懲戒手続規程

平成 18 年 2 月 24 日  
大学経営会議決定  
規程第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学就業規程（以下「就業規程」という。）第 35 条に規定する教職員の懲戒処分の手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

(懲戒の原則)

第 2 条 懲戒処分は、原則として学内に設置する懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の審査及び大学経営会議の議を経て、理事長がこれを行う。委員会の設置について必要な事項は、別に定める。

2 懲戒処分は、就業規程第 35 条第 1 項に規定する非違行為に該当する場合でなければ、これを行うことができない。

3 懲戒処分は、同一の非違行為に対して、重ねて行うことはできない。

4 懲戒処分は、同じ程度、同じ種類の非違行為に対して、就業規程第 35 条第 2 項に掲げる懲戒の種類及び程度が異なってはならない。

(手続きの開始)

第 3 条 本学の教職員に就業規程第 35 条第 1 項に規定する非違行為に該当する恐れのある事故が発生した場合あるいは非違行為に該当する恐れのある事由が認められるとの報告があった場合には、当該教職員の所属する組織の長は速やかに理事長に報告するとともに、その事実関係の調査を行なわなければならない。

2 前項の調査の結果、非違行為の事実が確認された場合には、当該所属長は理事長に対し懲戒処分の審査について申立てを行ない、理事長はこれを委員会に付託するものとする。

(懲戒処分の量定)

第 4 条 懲戒処分の量定（以下「処分量定」という。）の決定に当たっては、非違行為の種類及び程度その他次に掲げる事項を総合的に考慮のうえ、相当なものとしなければならない。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った教職員の職責及び職責と非違行為との関連
- (4) 他の教職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等

2 処分量定については、委員会が別に定める処分の基準に従い決定するものとする。

(懲戒処分の決定)

第 5 条 理事長は、委員会による審査の結果報告及び大学経営会議の承認に基づき、

懲戒処分を行う。

2 懲戒処分の効力は、当該懲戒処分の対象となる教職員に対し、懲戒処分の内容を記載した懲戒処分通知書（以下「通知書」という。）を手交したときに発生するものとする。

3 前項の通知書を手交できない場合においては、当該教職員の最新の通勤届の住所に通知書を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2日を経過した日に手交したものとみなす。

（処分決定までの措置）

第6条 理事長は、審査対象職員等を出勤させることが適当でないと認める場合には、必要な期間自宅に待機させることができる。

2 前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。

（懲戒処分の概要の公表）

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する懲戒処分は、国際教養大学個人情報保護規程の趣旨に反しない範囲で、速やかに公表するものとする。

(1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分

(2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇又は減給である懲戒処分

2 前項において、特に軽微な事案であると認められる場合については、一定期間ごと一括して公表することができるものとする。

（手続きの特例）

第8条 理事長は、懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であって、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある場合に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、委員会の審査及び大学経営会議の議を経ないで懲戒処分を行うことができる。

2 理事長は、前項により懲戒処分を行った場合には、遅滞なく委員会および大学経営会議にその概要を報告しなければならない。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、懲戒の手続について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。